公益社団法人日本ライフル射撃協会

2024年度第2回理事会議事録

日時:2024年7月6日(土) 13:30～17:00

場所: ジャパンスポーツオリンピックスクエア会議室8及びオンライン会議(Zoom)

出席者(＊ テレビ会議による出席)

松丸喜一郎会長 田村恒彦副会長 *横山幸子副会長 平眞専務理事 大野明敏常務理事
三木容子常務理事 *平井宏治常務理事 佐橋朋木常務理事 *近藤正晃ジェームス常務理事
成山悟史常務理事 田中僚一郎理事 田口亜希理事 松島愛理事 酒寄貴瀬理事
穂苅美奈子理事 *寺澤良悦理事 尾﨑和郎理事 髙橋信吾理事 *青木満博理事
*仲本渚理事 *五十嵐治人理事 *田中辰美理事 *堀水宏次郎理事

岸高清監事

理事:総数２７名中、以上出席 ２３名
監事:総数２名中、以上出席１名

議事録署名人:松丸会長、田村副会長、横山副会長、岸高監事

議長:代表理事 松丸喜一郎

平専務理事が１３時３５分に理事２３名出席で理事会が成立するとの宣言をした。事務局が、オンライン会議システムにより、出席者の音声が即時に双方向に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認して議案の審議に入った。

1 会長あいさつ

いよいよ3週間後にパリ五輪が開催される。本会からは3名の選手が出場する予定である。代表選手団は、佐橋監督と共に18日に出発する。3名の代表選手はいずれも国際大会での優勝、入賞経験があり、実力者揃いであるため、大いに期待できる。皆様のご支援をお願いしたい。今回の理事会は前回の理事会から日が経っていないため、議題は多くないが、円滑な議事進行にご協力いただきたい。

＜審議事項＞

2 会長提案 審議事項なし

3 総務委員会

3.1 新システム業者選定

谷川モダナイズ部会長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、理事会は案の通りDNPを業者として選定し、システム導入することを承認した。

質疑応答

① 新システムでは、会員本人が直接スマホから協会のシステムへ直接会員登録を行うのか。(佐橋常務理事)
→情報の入力は、2 通り設定することができる。1 つ目は、会員自らシステムへ情報を入力し、加盟団体が承認した上で日本ライフル射撃協会の会員となる方法である。2 つ目は、高校の先生のように、1人の人間が複数名の会員を一括して情報入力する方法である。(谷川部会長)
→その場合、新システムでは、加盟団体の承認を経由することなく直接日本ライフル射撃協会に入会

できるのか。(佐橋常務理事)
→そうではない。入力された情報を加盟団体が承認する設計にする予定である。現在の規程に沿った運用にする予定である。(谷川部会長)

② 加盟団体だけに入会したい人もこのシステムを使うのか。(佐橋常務理事)
→加盟団体のみの会員もこのシステムを使って登録することができる。
現在の日本ライフル射撃協会の会員は、加盟団体と日本ライフル射撃協会の両方に所属している。新システムにおいても、会員は規程に基づき、必ず加盟団体の承認を経て日本ライフル射撃協会の会員となり、既存の会員サービスを受けることができる。この会員は、銃の推薦を受けたり、審判資格を取得したりするなどの特典を享受できる。
新しいプラットフォームでは様々な会員設定が可能となり、サポーター会員や保護者会員など、無料または寄付形式の会費で登録できる会員の種類を増やすこと等、今後の検討材料を提供することができる。(谷川部会長)

③ 推薦をもらう時と大会エントリーで本名と別の氏名を使い分けている。同一人物で本名と別名を使い分けている人への対応はどうするか。(酒寄理事)
→新システムの要件としてプレイヤーネームのように、別名を登録できる要望があることを承知した。(谷川部会長)

④ 特定の加盟団体を除名された人が別の加盟団体に所属しているケースがある。除名された本人が申請したら、除名した加盟団体に登録できてしまうのか。(仲本理事)
→ 除名した加盟団体の担当者が承認しない限り、除名された会員は除名した加盟団体には登録できない。(谷川部会長)

⑤ 加盟団体の承認を経て日本ライフル射撃協会会員になるという承認プロセスは、従来通り踏襲されるという理解で良いか。(松丸会長)
→その通りである。(谷川部会長)

⑥ 導入コストは NF 向けの助成金で賄うことができる。問題はランニングコストである。現システムのランニングコストから年額80万円の増額なのか。これが上限なのか。(松丸会長)
→その通りである。会費納入に伴う収納代行手数料を全て日本ライフル射撃協会が負担した際の金額である。(谷川部会長)

⑦ ニチラネットの導入にあたり、加盟団体や会員には苦労をかけた。慣れたところで、新システムの導入により、また慣れる必要がある。やり方の説明は、モダナイズ部会で丁寧に行うこと。(松丸会長)
→変化に伴うご苦労をおかけすることがある。丁寧な説明を行うことについて承知した。(谷川部会長)

⑧ 東京都の場合は、支部がある。支部から東京都ライフル射撃協会へ申請し、東京都ライフル射撃協会から日本ライフル射撃協会へ申請している。新システムでは、会員本人が情報入力を行うのか。(松島理事)
→新システムでは、会員本人が情報の入力を行う。申請については、東京都の要件にあわせた支部単位の管理も設定できる。(谷川部会長)

⑨ 収納代行について、申し込んでいるが支払いや手続きをしていない場合、所属する加盟団体事務局が知る方法はあるか。(田口理事)
→自らの組織の所属会員であれば、支払いや手続きの状況を閲覧できる。(谷川部会長)

⑩ 同一人物が 2 つ以上の加盟団体に所属している場合、システムとして対応できるのか。(大野常務理事)
→システムとしては、同一の会員が複数の加盟団体に同時に所属することは設定できる。ただし、同一人物が異なる加盟団体からそれぞれ銃を申請することを制限する規程を定めることを含め、丁寧に設計を進める必要がある。(谷川部会長)
→推薦などの申請を挙げられる加盟団体を制限することを規程として制定し、システムとして設定すれば、複数の加盟団体に所属しつつ、推薦等の申請は指定した所属からのみ受け付けるという運用ができるという理解で良いか。(藤井彌事務局長)
→その通りである。(谷川部会長)

⑪ 個別の機能要件については別途議論することとし、この議決は導入することに対する議決とする。(松

丸会長）
→理事会審議の決議としては、DNP での新システム導入を決定する、という決議となる。（岸高監事）

3.2 【差替】役員候補選考規程改定

平専務理事が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、次回の理事会で再度審議とすることを決定した。

訂正

第4条第1項第2号について、「4等身」を「4親等」と記述する。

附則第9として、「9. 2024年5月25日改訂され、同日施行する。（国体→国スポへ名称変更）」を挿入し、本改定に関する記述は次とする。

修正

① 内規ではなく、規程とする。

② 第7条1項4号 「専門的な知識又は経験を有するとともに、遵法精神に富んでいること。」を「専門的な知識や経験があり、遵法精神に富み、本会の運営に積極的に参加できる者を次期役員候補者として選考する。」と記述する。

③ 第7条1項5号 「各1名を推薦する。。」を「各1名を選考する。」と記述する。

④ 第7条1項6号 「として推薦する。」を「として推薦し、これを選考する。」と記述する。

⑤ 第7条1項7号を廃止する。

⑥ 第7条1項8号を廃止する。

⑦ 附則第1条 「この役員候補選考基準は」を「本規程は」と記述する。

⑧ 附則にこの規程は、役員候補選考基準（内規）を改定する形で上記規程名にて制定することを明示する。

補足説明

① 従来は基準として内規としているが、今回はガバナンスコードに沿って、規程として位置づける。（平専務理事）

② アーチェリー連盟はガバナンスコードの 10 年上限を厳守した。2021 年 6 月に前理事長が上限を厳守して退任し、穂苅美奈子理事が同連盟理事長に就任した。穂苅理事は、アーチェリー連盟の理事長として 1 期 2 年務めたが、1 期 2 年だけでは目の前の業務に追われるばかりであった。スポーツ庁には中小競技団体に対して、より一層の配慮を求めたい。（穂苅理事）

③ 常務理事や委員長が2年で交代するのでは組織が崩壊する。中小中央競技団体からの意見を反映させ、できるところから実行していくべきである。ガバナンスコードに適合しないと強化費の削減対象となるため、ガバナンスコードに適合するように本規程を改定した。しかし、第7条第2項に基づいて合理的な説明を行い、本会の運営が継続できる体制を維持するよう交渉する。（松丸会長）

質疑応答

① 第7条第1項第8号の「多い」とあるが、これはどういう基準か。（穂苅理事）
→ 昔から存在しているが、実際には使用していない。削除も可能である。（松丸会長）
→ 第8号を削除するか。（藤井彌事務局長）
→ 第8号を削除する。（理事会）

② この規程は、役員候補選考基準（内規）を改定する形で上記規程名にて制定し、今までのものを無効にしたことを明示すべきである。（岸高監事）
→附則に記載する形で明示する。（平専務理事）

③　附則第1条は、「この役員候補選考基準は」を「本規程は」へ変更すべきである。（岸高監事）
→承知した。（平専務理事）

④　第7条第1項第3号に「2年以上経過していること」とあるが、2年インターバルをおけば再び理事になれるということか。外部による審査で不適合とされない、という理解で良いか。（岸高監事）
→その通りである。他の中央競技団体でも認められている。（平専務理事）

⑤　インターバル期間中は、理事だった者が参事になると考えられる。委員会規程では委員長の要件を常務理事としているが、委員会規程を改定すれば、委員長として参事も含めることができる。運用を崩壊させないために、そのようなことも検討すること。（岸高監事）
→ご提案内容も考慮しつつ、運用が崩壊しない形にしたい。（松丸会長）

⑥　第7条第1項第7号は、過去の条文から踏襲されている。新しい規程では役員候補者選考委員会が選考するため、「推薦」ではなく「選考」という表現にすべきである。また、第7号は第4号と関連しているため、第4号に第7号の趣旨を加えれば、第7号は不要となる。第5号について、最後が「推薦する」とあるが、「選考する」となる。第6号について、「として推薦する。」を「として推薦し、これを選考する。」とする必要がある。（岸高監事）
→第4号は、「専門的な知識や経験があり、遵法精神に富み、本会の運営に積極的に参加できる者を次期役員候補者として選考する。」として良いか。（藤井彌事務局長）
→その表現で良い。（松丸会長）

⑦　第7条第2項の意味は何か。第7条第1項第3号に定める基準を満たさなくても理事候補とする事を役員候補者選考委員会が決め、理事会がその候補者について第3号を適用しないことを決めるのか。理事会が特定の候補者について第3号を適用しないことを決める場合、どのように決定するのか。第2号のように3分の2以上の賛同などの基準はあるのか。（三木常務理事）
→役員候補者選考委員会が挙げ、理事会の賛同を得られれば第7条第1項第3号に定める基準を満たしていなくても、理事候補として総会へ上程できる。（平専務理事）
→第2号の定年延長については3分の2以上の賛同が必要だが、第7条第2項については、理事の過半数の賛同が得られれば良い。この基準を厳しくすると、組織の崩壊につながるため、ここを上手く運用する必要がある。（松丸会長）
→役員候補者選考委員会が第7条第2項の1号と2号に該当する者を挙げ、理事会が候補として承認する、というステップで正しいか。（藤井彌事務局長）
→その通りである。（松丸会長）

⑧　第7条第2項第2号における「当該の者」とは誰を指すのか。（三木常務理事）
→選考委員会の選考対象者を指す。理想論を言えば、役員候補者を部外者によって選ぶことを意味している。JOC ではそのようにして、実態としてスポーツを知らない人が選考委員に多くなっている。それでは困るという観点で、第3条第2項において、選考委員の過半数を占めない範囲で代表理事、理事、正会員を入れている。そうでなければ、必要不可欠な理事候補が分からない。第3条第2項第3号の「代表理事」は会長を想定している。そこで担保しようとしている。（松丸会長）
→「当該の者」が役員候補者選考委員会選考対象者を指すことを明示してほしい。（三木常務理事）
→条文を修正して明示する。（平専務理事）

⑨　理事候補者が上がる手順はどうなっているのか。JOC であれば、各 NF からの推薦に基づく。（田口理事）
→第7条第1項第5号は加盟団体から推薦される。第6号はアスリート委員会から推薦される。第1号から第4号までは、役員候補者選考委員会が独自に選ぶ。（松丸会長）
→今までも役員候補者選考委員会が独自に選んでいた。ただし、以前の役員候補者選考委員会の構成は会長、副会長、専務理事であり、ガバナンスコードに適合しないため、委員会の構成を改定した。（藤井彌事務局長）
→三木常務理事からの質問にあった通り、手順が明確でないため、候補者を役員候補者選考委員会と理事会のどちらで選ぶのかが分かりにくい。（田口理事）
→理事会が理事候補者を選ぶことは許されない。役員候補者選考委員会が理事候補を選ばなければならない。（松丸会長）

⑩　第5条第6項によると、役員候補者選考委員会が理事会に対して答申する、とある。理事会で決議するのか。（穂苅理事）

→理事会は理事を議決する権利を有していない。報告事項である。ただし、第7条第2項に該当するものについては理事会の議決が必要である。(松丸会長)

⑪ 第3条第2項第1号において、「外部有識者である社員」とは誰か。(田村副会長)
→正会員で外部理事にあたる人である。(岸高監事)

⑫ 第7条第2項第1号に「国際射撃スポーツ連盟もしくはアジア射撃連合の役職者である場合」とあるが、国際射撃スポーツ連盟(ISSF)やアジア射撃連合(ASC)の役職者の要件として、本会の理事であることが必要か。(田村副会長)
→ISSF と ASC の理事立候補要件を確認する。(藤井彌事務局長)

⑬ 第3条第1項において、役員候補選考委員会の委員を理事会に代表理事が提案する形になっている。役員候補選考委員会の委員は、総会に諮らなくても良いのか。他の公益法人では、役員候補選考委員会の委員を評議委員会が決める、もしくは評議委員会の長が決める必要があることを所管官庁から指導された。役員候補者選考委員会の委員を理事会や代表理事が選ぶ事がテクニカルな要件として大丈夫なのか。(近藤常務理事)
→確認する。(平専務理事)

⑭ 協会の将来を左右する大事な案件であるため、次回の理事会で再度審議してはどうか。(田村副会長)
→本年度行われる本会に対する適合性審査においては、現物を見せて検討中であることを示す。(平専務理事)
→各自内容を確認し、次回の理事会で検討したい。(松丸会長)

3.3 【差替】利益相反ポリシー及び利益相反管理規程制定

平専務理事が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、次回の理事会で再度審議とすることを決定した。

質疑応答

① 「本会の加盟団体及びその役職員」まで入れるかどうかを決める必要がある。(平専務理事)
→JSPO や JOC は、「本会の加盟団体及びその役職員」まで入れているのか。(田村副会長)
→JSPO は都道府県を対象に含めていない。(平専務理事)

② 「本会の加盟団体及びその役職員」まで入れた場合、本会の決議について、参加すべきでない人が参加していたとして異議を申し立てられることはないのか。(藤井彌事務局長)
→理事会全体で義務を負い、職務で許される範囲で決めていることで解決できる。(平専務理事)

③ 「本会の加盟団体及びその役職員」を含めないことで不利はないか。(松丸会長)
→継続審議としてはどうか。(田村副会長)

3.4 危機管理規程制定

平専務理事が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、案の通り理事会によって承認された。

補足説明

① 危機管理マニュアルは、各中央競技団体の個別要件を反映する必要があるため、今後要件を確認しながら作成していく。

② 今回の危機管理規程は、今後改善を進める前提である。危機管理マニュアルを作成しながら、危機管理規程の改善をすすめたい。

質疑応答

① 第3条のなかでは、対応する委員会および部会がある。危機管理チームと部会との関係性はどうなるのか。(松丸会長)
→危機管理チームと部会との関係性ついては、危機マニュアルで整合性を図っていく。(平専務理事)

② JOC および JSPO の同規程を参考にしているのか。(田村副会長)
→そうしている。(平専務理事)

4 推薦委員会

4.1 ブレッテン57

大野推薦委員長が資料を持って説明し、議長が理事会に諮り、ブレッテン 57 は 2 枚目の変更点 1 と 2 の内容とした上で、次回の理事会で再度審議することを決定した。

訂正

「けん銃」を「拳銃」と記述する。

補足説明

① 試合参加実績は、公認記録として登録された記録のみを基として判定することとする。理由は、判定の自動化が、添付書類で提出された試合参加実績を個別に見ている限り進まないためである。

② 2代前の推薦委員長の時に、銃種ごとに試合参加実績を求めることを理事会で決議しているが、現在の運用では、小口径のみ試合参加実績の要件を満たしている人であっても、大口径の更新を許していた。この状況を見直したい。

質疑応答

ブレッテン案の内容について、2 枚目の変更点 1 と 2 をブレッテンとし、基準として明確に示すべきである。銃種ごとの参加実績に関する記述については、別途依頼文書にすることを提案する。(三木常務理事)
→ 銃種ごとに試合の参加回数を問う目的を明らかにしてはどうか。要件の厳格化によって試合への参加を活性化させたいということか。(藤井彌事務局長)
→ ブレッテン 57 は 2 枚目の変更点 1 と 2 を基に記述すべきである。銃種ごとに試合参加実績を問うことについては、ブレッテンとは別の話であり、依頼文等で別途対応してほしい。また、大口径と小口径の試合参加実績の認め方について、過去の理事会決議と実際の運用が異なるのであれば、運用を続けるにしても再度理事会で決議する必要がある。(松丸会長)
→承知した。(大野推薦委員長)

4.2 指導用空気拳銃推薦取り消しの件について

大野推薦委員長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、理事会は案の通り承認した。

補足説明

指導用空気拳銃については、会員資格を喪失しても、推薦要綱では会員資格の喪失を理由に推薦の取り消しを行うことができない。推薦の取り消しを受けるためには、加盟団体もしくは委員会からの上申書が必要な要綱になっている。ライフル銃と同じように、会員でなくなったら取り消すことにしたい。(大野推薦委員長)

5 国スポ委員会　　審議事項なし

6 選手強化委員会

6.1 【差替】2024年度 国際大会・海外派遣選手選考要綱の追記

佐橋選手強化委員長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、理事会は修正を反映した案を承認した。

修正

主催国の要項に関係なく、日本として高校生以下を対象とする。

補足説明

東アジアユースエアガンのエントリーが9月期限となったため、急遽追加した。毎年行っている。(佐橋選手強化委員長)

質疑応答

本大会は、日韓の高校生同士の大会として始まっている。一部の大学生も対象になるというのはいかがなものか。(田村副会長)
→2022年に団長として韓国へ行った際に、韓国の主催者と話した。彼らは、東アジアユース大会となった今、国際ルールに沿ったものにするべきだと述べていた。(成山常務理事)
→高校生の大学への継続という位置付けで考えると、日本だけ高校生にする事も出来る。日本では高校生が大学1年生には敵わない事があり、高校生のうちに海外の試合を経験させる意義がある。大学生は、大学生として海外で試合を経験する機会がある。下は、中学生まで含む形で問題ないと考える。(三木常務理事)
→日本としては東アジアユースエアガンの試合要項にかかわらず派遣選手を高校生以下とする事を承知した。(佐橋選手強化委員長)

7　競技運営委員会

7.1　公認審判員

三木競技運営委員長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、理事会は案の通り承認した。

質疑応答

過去に審判員資格を持っている人が記載されているが、これはどういうことか。(松島理事)
→何らかの事情で審判員資格が切れて、再度申請したことによるものである。(三木競技運営委員長)

7.2　日本記録公認および2023年度理事会における日本記録資料の訂正

三木競技運営委員長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、理事会は案の通り承認した。

訂正

文中の理事会日付について、7月6日と記述する。

7.3　射場公認

尾﨑認定部会長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、理事会は案の通り承認した。

7.4　銃器・ゲージ公認

尾﨑認定部会長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、理事会は案の通り承認した。

7.5　国際審判養成の件

三木競技運営委員長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、理事会は案の通り承認した。

7.6　TD 名簿

三木競技運営委員長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、理事会は案の通り承認した。

8　普及・生涯スポーツ委員会

8.1　認定コーチについて

成山普及・生涯スポーツ委員長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、理事会は案の通り承認した。

9　マーケティング委員会　　審議事項なし

10　コンプライアンス委員会　　審議事項なし

11　アスリート委員会　　審議事項なし

12　愛知名古屋アジア競技大会準備室

12.1【差替】スポーツコーディネーター候補者選定

藤井彌事務局長が資料をもって説明し、議長が理事会に諮り、訂正を反映した案を理事会は承認した。

訂正

「2023年11月」を「2024年1月」と記述する。

質疑応答

香西参与、岸高監事、川村氏（愛知県ライフル射撃協会）は準備活動に実態として関わっているため、準備室のメンバーとして記載し、次回の理事会報告に反映する。（尾﨑 TOM）
→承知した。（藤井彌事務局長）

＜報告事項＞

13　会長報告　　報告事項なし

14　総務委員会

14.1 日本ライフル射撃協会公式インスタグラム開始報告

藤井彌事務局長より、画面共有に基づいて報告があった。質問などはなかった。

15　推薦委員会

15.1 審査結果

大野推薦委員長より、資料に基づいて報告があった。質問などはなかった。

16　国スポ委員会　　報告事項なし

17　選手強化委員会

17.1【差替】パリ2024オリンピック・パラリンピック大会派遣に関して

佐橋選手強化委員長および田中辰美理事より、資料に基づいて報告があった。質問などはなかった。

訂正

岡田和也選手のパラリンピック出場種目について、「R5」を「R6」と記述する。

17.2 エリートアカデミー(ライフル射撃)推薦候補選手選抜の実施について

佐橋選手強化委員長より、画面共有に基づいて報告があった。質問などはなかった。

17. 3 ISSF ワールドカップミュンヘン大会結果報告

佐橋選手強化委員長より、資料に基づいて報告があった。質問などはなかった。

17. 4 オリンピック代表選手の弾薬入手状況報告

佐橋選手強化委員長より、オリンピック代表選手の SB 弾と AR 弾の入手状況について口頭にて説明があった。

① ラプア社の SB 弾について、ドイツから日本への輸入はまだ実現していない。岡田選手のロット選定を終えた弾は現地フランスにて受け取ることになった。

② RWS 社の AR 弾については新しいロットが手に入らず、中国製のセレクト弾を使用することに変更している。

18 競技運営委員会　　報告事項なし

19 普及・生涯スポーツ委員会　　報告事項なし

20 マーケティング委員会　　報告事項なし

21 コンプライアンス委員会　　報告事項なし

22 アスリート委員会

22. 1【追加】6月、7月強化指定選手選考記録会に関するフィードバック

堀水委員長より、NTC にて行われた6月および7月の強化指定選手選考記録会について報告があった。選考会に関するアンケートが選手に提供され、意見を出せる環境が整ってきたことをアスリート委員会として肯定的に評価している。

23 愛知名古屋アジア競技大会準備室

23. 1 アジア競技大会準備進捗状況報告

藤井彌事務局長より、口頭にて、定例会議が行われ、TD へ図面と相談事項が提出された事の報告があった。質問などはなかった。

24 会務報告

24. 1 協会史(大正・昭和編)の公開

藤井彌事務局長より、画面共有に基づいてホームページに掲載したことの報告があった。質問はなかった。

以上各業務執行理事より職務執行の状況報告があった。
１７時に議長が閉会を宣言した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、出席した代表理事および監事が記名押印する。

２０２４年7月6日

議事録署名人

公益社団法人日本ライフル射撃協会

議長・代表理事　　松　丸　喜　一　郎　　松丸喜一　印

代表理事　　田　村　恒　彦　　田村恒彦　印

代表理事　　横　山　幸　子　　横山幸子　印

監事　　岸　　高　　清　　岸高清　印